

那覇市公報

第1563号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)…………… 711

◇規 則◇

○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)…………… 731

○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)…………… 736

◇告 示◇

○平成23年(2011年)11月那覇市議会臨時会の招集について(総務課)…………… 743

○平成23年(2011年)12月那覇市議会定例会の招集について(総務課)…………… 744

○平成23年(2011年)11月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について(総務課)…………… 744

○那覇広域都市計画の変更について(都市計画課)…………… 745

○那覇広域都市計画の変更について(都市計画課)…………… 745

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱(管財課)…………… 747

○平成23年度上半期那覇市の財政(財政課)…………… 749

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について(市民課)…………… 763

- 那覇広域都市計画道路の変更
那覇広域都市計画公園の変更
那覇広域都市計画緑地の変更
那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更(都市計画課)……………764
- 平成 24 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について
(契約検査課)…………… 765
- 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について(管財課)…………… 765
- 平成 24 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について(管財課)…………… 766

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定および異動について…………… 767

◇教育委員会規則◇

- 那覇市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則…………… 768

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 774

条 例

那覇市条例第37号

平成23年11月29日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5		192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
6		194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
7		196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
8		198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
9		200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
10		201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
11		203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
12		205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
13		207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
14		208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
15		210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
16		212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
17		214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
18		216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
19		218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
20		220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
21		222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
22		223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
23		225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
24		227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
25		229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
26		231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
27		232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
28		234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600

29	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
30	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
57	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
59	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
60	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
61	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
62	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
63	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
64	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
65	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
66	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
67	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
68	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
69	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
70	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
71	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
72	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
73	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
74	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		

75	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	295,700	344,500	385,700		
87	296,100	345,000	386,300		
88	296,500	345,500	386,900		
89	296,800	345,900	387,600		
90	297,200	346,400	388,200		
91	297,600	346,900	388,800		
92	298,000	347,400	389,400		
93	298,200	347,700	390,100		
94	298,600	348,200			
95	299,000	348,700			
96	299,400	349,200			
97	299,600	349,500			
98	300,000	350,000			
99	300,400	350,500			
100	300,800	351,000			
101	301,000	351,300			
102	301,400	351,700			
103	301,800	352,100			
104	302,200	352,500			
105	302,400	353,000			
106	302,800	353,400			
107	303,200	353,800			
108	303,600	354,200			
109	303,800	354,700			
110	304,200	355,100			
111	304,600	355,500			
112	305,000	355,900			
113	305,200	356,400			
114	305,600				
115	306,000				
116	306,400				
117	306,600				
118	306,900				
119	307,200				
120	307,500				

121		<u>307,900</u>					
122		<u>308,200</u>					
123		<u>308,500</u>					
124		<u>308,800</u>					
125		<u>309,200</u>					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5		192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	<u>422,400</u>
6		194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	<u>424,700</u>
7		196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	<u>426,900</u>
8		198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	<u>429,100</u>
9		200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	<u>431,200</u>
10		201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	<u>433,300</u>
11		203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	<u>435,400</u>
12		205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	<u>437,600</u>
13		207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	<u>439,500</u>
14		208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	<u>441,400</u>
15		210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	<u>443,400</u>
16		212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	<u>445,400</u>
17		214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	<u>447,300</u>
18		216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	<u>449,100</u>
19		218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	<u>450,900</u>
20		220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	<u>452,700</u>
21		222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	<u>454,500</u>
22		223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	<u>456,000</u>
23		225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	<u>457,500</u>
24		227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	<u>459,000</u>
25		229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	<u>460,500</u>
26		231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	<u>461,900</u>
27		232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	<u>463,300</u>
28		234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	<u>464,600</u>
29		236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	<u>465,600</u>
30		237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	<u>466,400</u>
31		239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	<u>467,200</u>
32		240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	<u>468,000</u>
33		242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	<u>468,700</u>
34		243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	<u>469,500</u>
35		245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	<u>470,300</u>

36	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
37	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
41	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
61	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
75	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
76	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
77	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
78	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	293,000	340,300	380,400	397,500			
81	293,200	340,700	380,900	398,000			

82	<u>293,500</u>	<u>341,200</u>	<u>381,500</u>	<u>398,700</u>			
83	<u>293,900</u>	<u>341,700</u>	<u>382,100</u>	<u>399,400</u>			
84	<u>294,200</u>	<u>342,200</u>	<u>382,700</u>	<u>400,100</u>			
85	<u>294,500</u>	<u>342,700</u>	<u>383,300</u>	<u>400,600</u>			
86	<u>294,800</u>	<u>343,200</u>	<u>383,900</u>				
87	<u>295,100</u>	<u>343,700</u>	<u>384,500</u>				
88	<u>295,500</u>	<u>344,200</u>	<u>385,100</u>				
89	<u>295,800</u>	<u>344,600</u>	<u>385,800</u>				
90	<u>296,200</u>	<u>345,100</u>	<u>386,400</u>				
91	<u>296,600</u>	<u>345,600</u>	<u>387,000</u>				
92	<u>297,000</u>	<u>346,100</u>	<u>387,600</u>				
93	<u>297,100</u>	<u>346,300</u>	<u>388,300</u>				
94	<u>297,500</u>	<u>346,800</u>					
95	<u>297,900</u>	<u>347,300</u>					
96	<u>298,300</u>	<u>347,800</u>					
97	<u>298,500</u>	<u>347,900</u>					
98	<u>298,900</u>	<u>348,400</u>					
99	<u>299,300</u>	<u>348,900</u>					
100	<u>299,700</u>	<u>349,400</u>					
101	<u>299,900</u>	<u>349,700</u>					
102	<u>300,300</u>	<u>350,100</u>					
103	<u>300,700</u>	<u>350,500</u>					
104	<u>301,100</u>	<u>350,900</u>					
105	<u>301,300</u>	<u>351,400</u>					
106	<u>301,600</u>	<u>351,800</u>					
107	<u>302,000</u>	<u>352,200</u>					
108	<u>302,400</u>	<u>352,600</u>					
109	<u>302,600</u>	<u>353,100</u>					
110	<u>303,000</u>	<u>353,500</u>					
111	<u>303,400</u>	<u>353,900</u>					
112	<u>303,700</u>	<u>354,200</u>					
113	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
114	<u>304,200</u>						
115	<u>304,600</u>						
116	<u>305,000</u>						
117	<u>305,200</u>						
118	<u>305,500</u>						
119	<u>305,800</u>						
120	<u>306,100</u>						
121	<u>306,500</u>						
122	<u>306,800</u>						
123	<u>307,100</u>						
124	<u>307,400</u>						
125	<u>307,800</u>						

備考 [略]

〔改正前 別記〕

別表第2（第8条関係）医療職給料表

医療職給料表（1）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級～4級 給料月額
〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕
47	473,100	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

医療職給料表（2）

職 務 の 級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕	円 〔略〕
25		217,000	252,400	282,900	331,100	378,700
26		218,600	254,100	284,800	333,100	380,600
27		220,200	255,800	286,700	335,100	382,500
28		221,800	257,500	288,600	337,100	384,400
29		223,400	259,200	290,600	338,900	386,200
30		225,100	261,000	292,500	340,700	388,000
31		226,800	262,800	294,400	342,500	389,800
32		228,500	264,600	296,300	344,300	391,600
33		230,100	266,100	298,100	346,100	393,200
34		231,700	267,900	299,900	348,000	394,500
35		233,200	269,700	301,700	349,900	395,800
36		234,800	271,500	303,500	351,800	397,100
37		236,400	273,200	305,200	353,600	398,200
38		238,000	274,900	306,900	355,300	399,400
39		239,600	276,600	308,600	357,000	400,500
40		241,200	278,300	310,300	358,700	401,700
41		242,700	280,000	312,100	360,300	402,800
42		244,200	281,700	313,800	361,600	403,600
43		245,700	283,400	315,500	362,900	404,400
44		247,200	285,100	317,200	364,200	405,200
45		248,600	286,800	318,500	365,400	405,800
46		250,200	288,500	320,000	366,600	406,500
47		251,800	290,200	321,500	367,800	407,200
48		253,400	291,900	323,100	369,000	407,900
49		255,000	293,400	324,600	370,200	408,700
50		256,400	295,000	325,900	371,200	409,400
51		257,800	296,600	327,200	372,200	410,100
52		259,200	298,200	328,500	373,200	410,800

53	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500
54	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200
55	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
56	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
57	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
58	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
59	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
60	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300
61	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
62	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
63	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
64	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
65	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
66	277,000	316,900	340,900	383,900	
67	278,100	317,700	341,600	384,600	
68	279,200	318,500	342,300	385,300	
69	280,300	319,400	343,000	385,800	
70	281,400	320,200	343,600	386,400	
71	282,500	321,000	344,200	387,000	
72	283,600	321,800	344,800	387,600	
73	284,500	322,600	345,300	388,300	
74	285,200	323,200	345,900	388,900	
75	285,900	323,800	346,500	389,500	
76	286,700	324,400	347,100	390,100	
77	287,500	325,100	347,600	390,800	
78	288,100	325,600	348,100	391,400	
79	288,700	326,100	348,600	392,000	
80	289,300	326,600	349,100	392,600	
81	290,000	327,200	349,500	393,300	
82	290,500	327,700	349,900	393,900	
83	291,000	328,200	350,300	394,500	
84	291,500	328,700	350,700	395,100	
85	291,900	329,300	351,200	395,800	
86	292,200	329,700	351,600		
87	292,500	330,000	352,000		
88	292,800	330,400	352,400		
89	293,200	330,900	352,900		
90	293,500	331,300	353,300		
91	293,800	331,700	353,700		
92	294,100	332,100	354,100		
93	294,500	332,600	354,600		
94	294,800	332,900	355,000		
95	295,100	333,300	355,400		
96	295,400	333,700	355,800		
97	295,800	333,900	356,300		
98	296,100	334,300	356,700		

99		<u>296,400</u>	<u>334,700</u>	<u>357,100</u>	
100		<u>296,700</u>	<u>335,100</u>	<u>357,500</u>	
101		<u>297,100</u>	<u>335,300</u>	<u>358,000</u>	
102		<u>297,400</u>	<u>335,700</u>	<u>358,400</u>	
103		<u>297,700</u>	<u>336,100</u>	<u>358,800</u>	
104		<u>298,000</u>	<u>336,500</u>	<u>359,200</u>	
105		<u>298,300</u>	<u>336,700</u>	<u>359,700</u>	
106			<u>337,100</u>		
107			<u>337,500</u>		
108			<u>337,900</u>		
109			<u>338,100</u>		
110			<u>338,500</u>		
111			<u>338,900</u>		
112			<u>339,300</u>		
113			<u>339,500</u>		

備考 [略]

医療職給料表(3)

職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	<u>374,400</u>
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	<u>376,600</u>
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	<u>378,800</u>
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	<u>381,000</u>
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	<u>383,000</u>
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	<u>385,000</u>
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	<u>387,000</u>
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	<u>389,000</u>
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	<u>391,000</u>
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	<u>392,900</u>
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	<u>394,800</u>
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	<u>396,700</u>
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	<u>398,400</u>
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	<u>400,100</u>
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	<u>401,900</u>
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	<u>403,700</u>
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	<u>405,600</u>
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	<u>407,400</u>
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	<u>409,200</u>
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	<u>411,000</u>
41	217,500	245,600	288,400	316,300	<u>354,500</u>	<u>412,700</u>
42	218,900	246,900	290,000	317,800	<u>356,100</u>	<u>414,400</u>
43	220,300	248,100	291,600	319,300	<u>357,700</u>	<u>416,100</u>

44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	

90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			
129	302,300	334,600			
130	302,700	335,000			
131	303,100	335,400			
132	303,500	335,800			
133	303,700	336,100			
134	304,100	336,500			
135	304,500	336,900			

136	304,900	337,300			
137	305,100	337,600			
138	305,500	338,000			
139	305,900	338,400			
140	306,300	338,800			
141	306,500	339,100			
142	306,900	339,500			
143	307,300	339,900			
144	307,700	340,300			
145	307,900	340,600			
146	308,300	341,000			
147	308,700	341,400			
148	309,100	341,800			
149	309,300	342,100			
150	309,600	342,500			
151	309,900	342,900			
152	310,200	343,300			
153	310,600	343,600			
154	310,900				
155	311,200				
156	311,500				
157	311,900				
158	312,200				
159	312,500				
160	312,800				
161	313,200				
162	313,500				
163	313,800				
164	314,100				
165	314,500				
166	314,800				
167	315,100				
168	315,400				
169	315,800				

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級～4級 給料月額
	円	円
[略]	[略]	[略]
47	373,100	
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

医療職給料表(2)

職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
25		217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
26		218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
27		220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
28		221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
29		223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
30		225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
31		226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
32		228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
33		230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
34		231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
35		233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36		234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37		236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38		238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39		239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
40		241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41		242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42		244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43		245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44		247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45		248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46		250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47		251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48		253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49		255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50		256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51		257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52		259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53		260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54		261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55		263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56		264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57		265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58		267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59		268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60		269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61		270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62		272,100	312,100	337,100	379,700	415,400

63	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	277,000	316,900	339,800	382,400	
67	278,100	317,700	340,500	383,100	
68	279,200	318,500	341,200	383,800	
69	280,300	319,100	341,900	384,300	
70	281,400	319,800	342,500	384,900	
71	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	285,900	322,800	345,200	387,900	
76	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	290,000	326,100	348,200	391,500	
82	290,500	326,600	348,600	392,100	
83	291,000	327,100	349,000	392,700	
84	291,500	327,600	349,400	393,300	
85	291,700	328,100	349,900	394,000	
86	291,900	328,500	350,300		
87	292,100	328,800	350,700		
88	292,300	329,200	351,100		
89	292,700	329,600	351,500		
90	292,900	330,000	351,900		
91	293,100	330,400	352,300		
92	293,300	330,800	352,600		
93	293,700	331,300	353,000		
94	293,900	331,600	353,400		
95	294,100	332,000	353,800		
96	294,400	332,400	354,100		
97	294,800	332,600	354,600		
98	295,100	333,000	355,000		
99	295,400	333,400	355,400		
100	295,700	333,800	355,800		
101	296,000	334,000	356,300		
102	296,300	334,400	356,700		
103	296,600	334,800	357,100		
104	296,900	335,000	357,500		
105	297,200	335,100	358,000		
106		335,500			
107		335,900			
108		336,300			

109			336,500		
110			336,900		
111			337,300		
112			337,700		
113			337,900		

備考 [略]

医療職給料表(3)

職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100

54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200		
95	284,600	318,500	353,000	371,700		
96	285,600	319,100	353,700	372,200		
97	286,500	319,800	354,200	372,800		
98	287,300	320,200	354,700	373,300		
99	288,100	320,900	355,200	373,800		

100	289,000	321,600	355,700	374,300
101	289,800	322,000	356,200	374,900
102	290,600	322,600	356,700	375,400
103	291,400	323,200	357,200	375,900
104	292,200	323,800	357,700	376,300
105	292,900	324,200	358,000	376,900
106	293,400	324,700	358,500	377,400
107	293,900	325,200	359,000	377,900
108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	
115	296,600	328,500	363,000	
116	296,900	328,800	363,400	
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		
140	305,100	337,200		
141	305,300	337,500		
142	305,700	337,900		
143	306,100	338,300		
144	306,400	338,700		
145	306,500	339,000		

146	306,900	339,400			
147	307,300	339,800			
148	307,700	340,200			
149	307,900	340,500			
150	308,200	340,900			
151	308,500	341,300			
152	308,800	341,700			
153	309,200	342,000			
154	309,500				
155	309,700				
156	310,000				
157	310,400				
158	310,700				
159	311,000				
160	311,300				
161	311,700				
162	312,000				
163	312,300				
164	312,600				
165	313,000				
166	313,300				
167	313,600				
168	313,900				
169	314,300				

備考 [略]

（那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、そ	付 則 7 [略]

の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。 (1) 平成21年改正条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員であつた者 <u>100分の99.59</u> (2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.83</u>	(1) 平成21年改正条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員であつた者 <u>100分の99.1</u> (2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の99.34</u>
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 前項の職員のうち切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員以外の職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に<u>100分の99.83</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(市長の定める職員を除く。)及びこれらの職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	付 則 3 前項の職員のうち切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員以外の職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に<u>100分の99.34</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(市長の定める職員を除く。)及びこれらの職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の期末手当基礎額及び勤勉手当の勤勉手当基礎額は、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定にかかわらず、給与条例第26条第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年那覇市条例第37号）適用後の那覇市職員の給与に関する条例、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）及び那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年那覇市条例第9号）（以下これらを「改正後の条例」という。）を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とし、給与条例第26条第4項中「給料の月額」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば当該職員が受けるべきこととなる給料の月額」とし、給与条例第26条の4第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とする。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

規 則

那覇市規則第48号
平成23年11月29日
公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

現業職給料表

職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
37		248,000	290,100	336,500	364,200
38		249,600	291,900	338,500	365,600
39		251,200	293,700	340,500	367,100
40		252,800	295,500	342,500	368,600
41		254,200	297,400	344,400	370,100
42		255,600	299,100	346,300	371,300
43		257,000	300,800	348,200	372,500
44		258,400	302,500	350,100	373,700
45		259,700	304,200	352,000	374,700
46		261,100	305,900	353,600	375,600
47		262,500	307,600	355,200	376,500
48		263,900	309,300	356,800	377,400
49		265,200	310,600	358,500	378,400
50		266,400	312,200	359,700	379,200
51		267,700	313,800	360,900	380,000
52		269,000	315,400	362,000	380,800
53		270,100	317,100	363,000	381,700
54		271,400	318,700	364,100	382,400
55		272,700	320,300	365,100	383,100
56		274,000	321,900	366,200	383,800
57		275,200	323,400	367,100	384,500
58		276,300	324,600	367,800	385,100

59		277,400	325,800	368,500	385,800
60		278,500	327,000	369,200	386,500
61		279,700	328,100	369,800	387,000
62		280,700	329,100	370,500	387,700
63		281,700	330,000	371,200	388,400
64		282,700	331,000	371,900	389,100
65		283,500	331,900	372,400	389,600
66		284,400	332,700	373,100	390,300
67		285,300	333,500	373,800	391,000
68		286,200	334,300	374,500	391,700
69		287,200	335,200	375,000	392,200
70		288,000	335,900	375,700	392,900
71		288,800	336,600	376,400	393,600
72		289,600	337,300	377,100	394,300
73		290,400	337,800	377,600	394,800
74		290,900	338,400	378,300	395,500
75		291,400	339,000	379,000	396,200
76		291,900	339,600	379,700	396,900
77		292,300	340,000	380,200	397,300
78		292,700	340,500	380,800	398,000
79		293,100	341,000	381,400	398,700
80		293,500	341,500	382,000	399,400
81		293,800	342,000	382,700	399,900
82		294,200	342,500	383,300	400,600
83		294,600	343,000	383,900	401,300
84		295,000	343,500	384,500	402,000
85		295,300	344,000	385,100	402,500
86		295,700	344,500	385,700	
87		296,100	345,000	386,300	
88		296,500	345,500	386,900	
89		296,800	345,900	387,600	
90		297,200	346,400	388,200	
91		297,600	346,900	388,800	
92		298,000	347,400	389,400	
93		298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		
103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		

105		302,400	353,000	
106		302,800	353,400	
107		303,200	353,800	
108		303,600	354,200	
109		303,800	354,700	
110		304,200	355,100	
111		304,600	355,500	
112		305,000	355,900	
113		305,200	356,400	
114		305,600		
115		306,000		
116		306,400		
117		306,600		
118		306,900		
119		307,200		
120		307,500		
121		307,900		
122		308,200		
123		308,500		
124		308,800		
125		309,200		

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職 務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
〔略〕	〔略〕	円	円	円	円
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
37		248,000	290,100	336,500	363,800
38		249,600	291,900	338,500	365,100
39		251,200	293,700	340,500	366,500
40		252,800	295,500	342,500	367,900
41		254,200	297,400	344,400	369,400
42		255,600	299,100	346,300	370,300
43		257,000	300,800	348,200	371,400
44		258,400	302,500	350,100	372,500
45		259,700	304,200	351,600	373,400
46		261,100	305,900	353,100	374,300
47		262,500	307,600	354,600	375,200
48		263,900	309,300	356,100	376,100
49		265,200	310,600	357,800	377,100
50		266,400	312,200	358,700	377,900
51		267,700	313,800	359,900	378,700
52		269,000	315,400	360,900	379,500

53		270,100	317,100	361,800	380,200
54		271,400	318,700	362,900	380,900
55		272,700	320,300	363,900	381,600
56		274,000	321,900	365,000	382,300
57		275,200	323,400	365,900	382,900
58		276,300	324,600	366,600	383,500
59		277,400	325,800	367,300	384,200
60		278,500	327,000	368,000	384,900
61		279,700	327,800	368,500	385,400
62		280,700	328,700	369,100	386,100
63		281,700	329,500	369,800	386,800
64		282,700	330,300	370,500	387,500
65		283,500	331,200	370,900	388,000
66		284,400	331,700	371,600	388,700
67		285,300	332,500	372,300	389,400
68		286,200	333,300	373,000	390,100
69		287,200	334,100	373,500	390,500
70		288,000	334,800	374,200	391,200
71		288,800	335,500	374,900	391,900
72		289,600	336,200	375,600	392,600
73		290,400	336,700	376,100	392,900
74		290,900	337,300	376,800	393,600
75		291,400	337,900	377,500	394,300
76		291,900	338,500	378,200	395,000
77		292,000	338,800	378,600	395,400
78		292,400	339,300	379,200	396,100
79		292,600	339,800	379,800	396,800
80		293,000	340,300	380,400	397,500
81		293,200	340,700	380,900	398,000
82		293,500	341,200	381,500	398,700
83		293,900	341,700	382,100	399,400
84		294,200	342,200	382,700	400,100
85		294,500	342,700	383,300	400,600
86		294,800	343,200	383,900	
87		295,100	343,700	384,500	
88		295,500	344,200	385,100	
89		295,800	344,600	385,800	
90		296,200	345,100	386,400	
91		296,600	345,600	387,000	
92		297,000	346,100	387,600	
93		297,100	346,300	388,300	
94		297,500	346,800		
95		297,900	347,300		
96		298,300	347,800		
97		298,500	347,900		
98		298,900	348,400		

99		<u>299,300</u>	<u>348,900</u>	
100		<u>299,700</u>	<u>349,400</u>	
101		<u>299,900</u>	<u>349,700</u>	
102		<u>300,300</u>	<u>350,100</u>	
103		<u>300,700</u>	<u>350,500</u>	
104		<u>301,100</u>	<u>350,900</u>	
105		<u>301,300</u>	<u>351,400</u>	
106		<u>301,600</u>	<u>351,800</u>	
107		<u>302,000</u>	<u>352,200</u>	
108		<u>302,400</u>	<u>352,600</u>	
109		<u>302,600</u>	<u>353,100</u>	
110		<u>303,000</u>	<u>353,500</u>	
111		<u>303,400</u>	<u>353,900</u>	
112		<u>303,700</u>	<u>354,200</u>	
113		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>	
114		<u>304,200</u>		
115		<u>304,600</u>		
116		<u>305,000</u>		
117		<u>305,200</u>		
118		<u>305,500</u>		
119		<u>305,800</u>		
120		<u>306,100</u>		
121		<u>306,500</u>		
122		<u>306,800</u>		
123		<u>307,100</u>		
124		<u>307,400</u>		
125		<u>307,800</u>		

那覇市規則第49号

平成23年11月29日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則（平成19年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。 （1） 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給規則第24条から第27条まで	（平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 〔略〕 （1） 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給規則第24条から第27条まで

の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)付則第1項第2号に定める施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。))において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「平成21年度減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- (2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 平成21年12月31日までに降格又は降任をした場合 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)付則第1項第2号に定める施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。))において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「平成21年度減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- (2) [略]

ア 平成21年12月31日までに降格又は降任をした場合 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 平成22年1月1日から平成22年11月30日までの間に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 平成22年12月1日以後に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応

（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 平成22年1月1日から平成22年11月30日までの間に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額に100分の99.34を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 平成22年12月1日から平成23年11月30日までの間に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることと

する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減

なる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額に100分の99.51を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

エ 平成23年12月1日以降に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額

額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額）に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

- (4) [略]

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額）に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(5) 〔略〕 2 〔略〕 （平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給） 第6条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成21年度減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に<u>100分の99.59</u>を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に<u>100分の99.83</u>を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。 2 〔略〕	(5) 〔略〕 2 〔略〕 （平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給） 第6条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成21年度減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に<u>100分の99.1</u>を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に<u>100分の99.34</u>を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。 2 〔略〕
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 114 号

平成 23 年 11 月 18 日

掲 示 済

平成 23 年(2011 年)11 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 23 年(2011 年)11 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 23 年 11 月 28 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - (2) 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - (3) 専決処分の報告について（駐車禁止看板による車両物損事故）
 - (4) 専決処分の報告について（町名の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例制定）
 - (5) 専決処分の報告について（市道烏堀 12 号道路陥没に伴う車両物損事故）
 - (6) 専決処分の報告について（識名霊園内樹木の倒木による物損事故）
 - (7) 専決処分の報告について（車両物損事故）
 - (8) 専決処分の報告について（車両物損事故）

那覇市告示第 115 号
平成 23 年 11 月 22 日
掲 示 済

平成 23 年(2011 年)12 月那覇市議会定例会の招集について

平成 23 年(2011 年)12 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 23 年 12 月 1 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 116 号
平成 23 年 11 月 25 日
掲 示 済

平成 23 年(2011 年)11 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

平成 23 年(2011 年)11 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

1. 委員会への付託陳情

- (1) 平成 24 年度福祉施策及び予算の充実について
- (2) 「ちゅらさん運動と飲酒運転根絶の更なる推進」宣言決議について
- (3) 「消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書」採択につい
て

2. 議員派遣について

那覇市告示第 117 号
平成 23 年 11 月 30 日
掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - （1） 那覇広域都市計画地区計画
 - （2） 那覇広域都市計画一団地の住宅施設
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - （1） 那覇広域都市計画地区計画（那覇市大名市営住宅地区）－ 新規
那覇市首里大名町 3 丁目の一部
 - （2） 那覇広域都市計画一団地の住宅施設（大名公営住宅）－ 廃止
那覇市首里大名町 3 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市告示第 118 号
平成 23 年 12 月 5 日
掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - (1) 那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 那覇広域都市計画公園（3・3・那5号 虎瀬公園）
那覇市首里赤平町二丁目の一部及び那覇市首里久場川町一丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市告示第 119 号

平成 23 年 12 月 15 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する
要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱
(昭和 61 年那覇市告示第 31 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入札参加者の資格) 第2条 清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。 (1)～(2) 【略】 (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。 (4)～(11) 【略】	(入札参加者の資格) 第 2 条 【略】 (1)～(2) 【略】 (3) <u>本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日付総務部長決裁)による。</u> (4)～(11) 【略】

(12) その他市長が認める条件。 第4条 次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、制限付一般競争入札参加資格者登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) ～ (12) [略] (13) 所在地見取図 第6条 市長は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において	<u>(12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。</u> <u>(13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。</u> <u>(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。</u> <u>(15) その他市長が認める条件</u> 第4条 [略] 2 [略] (1) ～ (12) [略] (13) <u>所在地見取図及び店舗の外装、内装の写真(本市にある営業所等)</u> 第6条 [略] (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同施行令第
--	--

準用する同施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。	167条の4の規定に該当するに至ったとき。
(2) [略]	(2) [略]
(3) 第2条第3号から第 <u>11</u> 号までに定める条件を欠いたとき。	(3) 第2条第3号から第 <u>15</u> 号までに定める条件を欠いたとき。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次指名したものとす る。 4 改正部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

那覇市告示第 120 号

平成 23 年 12 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度上半期那覇市の財政（平成23年 9 月30日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
（１）一般会計		129,517,602	56,663,402	43.7%	47,596,560	36.7%
（２）特別会計		66,526,090	21,545,661	32.4%	28,652,055	43.1%
内 訳	土地区画整理事業	2,180,197	163,289	7.5%	810,457	37.2%
	国民健康保険事業	41,835,176	13,029,466	31.1%	19,015,696	45.5%
	市街地再開発事業	1,330,314	563	0.0%	24,852	1.9%
	介護保険事業	18,468,993	7,427,589	40.2%	7,732,170	41.9%
	後期高齢者医療	2,596,584	873,796	33.7%	1,022,983	39.4%
	病院事業債管理	103,162	43,692	42.4%	43,692	42.4%
	公営墓地整備等事業	11,664	7,266	62.3%	2,205	18.9%
合計 （１）＋（２）		196,043,692	78,209,063	39.9%	76,248,615	38.9%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	39,648,024	22,660,682	57.2%
地方譲与税	712,542	254,851	35.8%
地方交付税	11,820,409	8,696,255	73.6%
分担金及び負担金	2,174,734	1,011,994	46.5%
使用料及び手数料	2,735,666	1,323,978	48.4%
国庫支出金	36,432,300	14,936,158	41.0%
県支出金	9,117,832	2,055,845	22.5%
繰入金	4,121,630	145,996	3.5%
繰越金	1,872,125	2,680,527	143.2%
諸収入	1,700,454	720,079	42.3%
市債	14,935,153	117,568	0.8%
その他	4,246,733	2,059,469	48.5%
合 計	129,517,602	56,663,402	43.7%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	916,457	494,088	53.9%
総務費	13,326,891	3,461,605	26.0%
民生費	56,530,268	21,743,961	38.5%
衛生費	8,496,990	3,343,196	39.3%
労働費	284,095	130,978	46.1%
農林水産業費	83,557	44,075	52.7%
商工費	1,219,552	575,146	47.2%
土木費	18,244,411	5,716,243	31.3%
消防費	2,546,085	1,158,800	45.5%
教育費	13,621,593	4,738,610	34.8%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	14,193,116	6,189,858	43.6%
その他	54,583	0	0.0%
合 計	129,517,602	47,596,560	36.7%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,825,873 m ²
②建物（学校、図書館など）	1,033,274 m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	16,608,461千円
④有価証券（株券）	3,624,722千円

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	69,800,210	1,591,700	71,391,910
簡易生命保険資金	17,886,710	0	17,886,710
郵便貯金資金	1,381,837	0	1,381,837
地方公共団体金融機構	10,076,647	0	10,076,647
国の予算貸付等	281,100	163,900	445,000
市中銀行	21,453,482	0	21,453,482
その他の金融機関	1,013,562	0	1,013,562
共済等	7,054,947	315,492	7,370,439
その他	357,964	0	357,964
合 計	129,306,459	2,071,092	131,377,551

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成23年9月30日現在人口 319,799人 （外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 404,997円

市民1人当たり市税負担額 123,978円

(単位：円)

1人当たり行政経費	404,997
議会費	2,866
総務費	41,673
民生費	176,768
衛生費	26,570
労働費	888
農林水産業費	261
商工費	3,813
土木費	57,050
消防費	7,962
教育費	42,594
災害復旧費	0
公債費	44,381
その他	171

7 平成23年度予算総括表

（単位：千円）

会 計 別		平成23年度 当初予算	平成22年度 当初予算	増減額	平成23 年度対 前年度 増減率	平成22 年度対 前年度 増減率
（１）一般会計		124,150,000	123,962,000	188,000	0.2%	8.4%
（２）特別会計		63,662,336	62,692,163	970,173	1.5%	5.3%
内 訳	土地区画整理事業	1,840,934	1,979,246	△138,312	△7.0%	△4.6%
	国民健康保険事業	39,695,810	39,569,820	125,990	0.3%	4.8%
	老人保健	0	246,172	△246,172	皆減	△24.2%
	市街地再開発事業	1,330,314	1,536,611	△206,297	△13.4%	20.7%
	介護保険事業	18,092,093	16,883,732	1,208,361	7.2%	6.9%
	後期高齢者医療	2,570,079	2,421,412	148,667	6.1%	5.0%
	病院事業債管理	103,162	55,170	47,992	87.0%	4,098.6%
	公営墓地整備等事業	29,994	0	29,944	皆増	—
合 計（１）＋（２）		187,812,336	186,654,163	1,158,173	0.6%	7.3%

那覇市上下水道局業務の状況（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成23年9月30日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	317,083
給水戸数	戸	149,867
給水栓数	栓	95,571
総配水量	m ³	16,221,458
一日平均配水量	m ³	106,023
一日最大配水量	m ³	126,302
有収水量	m ³	15,578,043
有収率	%	96.03

水道料金調定・収納状況

平成 23 年 9 月 30 日現在
(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,474,397,000	3,581,163,513	2,485,588,923	69.41	1,095,574,590

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	備考
第1款		水道事業収益	7,984,574,000	3,793,222,678	47.51%	
	第1項	営業収益	7,788,952,000	3,736,386,944	47.97%	
	第2項	営業外収益	195,621,000	56,767,076	29.02%	
	第3項	特別利益	1,000	68,658	6865.80%	

支 出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	備考
第1款		水道事業費用	7,642,485,000	3,051,201,673	39.92%	
	第1項	営業費用	7,377,984,000	2,968,001,987	40.23%	
	第2項	営業外費用	237,138,000	82,177,070	34.65%	
	第3項	特別損失	8,363,000	1,022,616	12.23%	
	第4項	予備費	19,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	備考
第1款		資本的收入	289,394,000	0	0.00%	
	第1項	補助金	260,000,000	0	0.00%	
	第2項	出資金	17,161,000	0	0.00%	
	第3項	その他資本収入	1,000	0	0.00%	
	第4項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	

支 出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	備考
第1款		資本的支出	1,468,455,000	351,850,792	23.96%	
	第1項	建設改良費	1,015,016,000	63,557,252	6.26%	
	第2項	企業債償還金	448,438,000	238,293,540	64.29%	
	第3項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第4項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 23 年度損益計算書（上半期）
（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）

（単位：円）

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,410,903,077		
(2) その他営業収益	<u>152,293,526</u>	3,563,196,603	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,822,714,362		
(2) 給 水 費	122,605,125		
(3) 漏 水 防 止 費	18,399,396		
(4) 業 務 費	157,039,648		
(5) 総 係 費	215,119,955		
(6) 減 価 償 却 費	535,562,000		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>4,390,000</u>	<u>2,875,830,486</u>	
営 業 利 益			687,366,117
3 営業外収益			
(1) 受 取 利 息	8,746,464		
(2) 補 償 金	3,455,000		
(3) 土地物件収益	34,450,057		
(4) 雑 収 益	4,018,376		
(5) 他会計負担金	<u>4,572,000</u>	55,241,897	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息	81,354,312		
(2) 雑 支 出	<u>788,601</u>	<u>82,142,913</u>	<u>△ 26,901,016</u>
経 常 利 益			660,465,101
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>65,391</u>	65,391	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	<u>974,014</u>	<u>974,014</u>	<u>△ 908,623</u>
上 半 期 純 利 益			659,556,478
前年度繰越利益剰余金			<u>878,048,572</u>
上半期末処分利益剰余金			<u><u>1,537,605,050</u></u>

平成 23 年度貸借対照表(上半期)
(平成 23 年 9 月 30 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地	1,070,849,302	
ロ建 物	2,244,843,504	
減価償却累計額	<u>568,144,750</u>	1,676,698,754
ハ構 築 物	36,346,107,063	
減価償却累計額	<u>13,841,182,091</u>	22,504,924,972
ニ機 械 及 び 装 置	2,380,899,954	
減価償却累計額	<u>995,911,843</u>	1,384,988,111
ホ車 両 運 搬 具	28,833,797	
減価償却累計額	<u>19,243,634</u>	9,590,163
ヘ工 具 器 具 及 び 備 品	413,628,023	
減価償却累計額	<u>293,603,907</u>	120,024,116
ト建 設 仮 勘 定	<u>133,782,450</u>	
有形固定資産合計		26,900,857,868
(2)無 形 固 定 資 産		
イ電 話 加 入 権	<u>913,300</u>	
無形固定資産合計		913,300
(3)投 資		
イ長 期 貸 付 金	73,395,600	
ロそ の 他 投 資	<u>2,405,000</u>	
投資合計		<u>75,800,600</u>
固定資産合計		26,977,571,768

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金	6,081,423,467	
(2)未 収 金	1,203,067,225	
(3)貯 蔵 品	50,360,391	
(4)前 払 金	220,735,900	
(5)そ の 他 流 動 資 産	<u>92,578,280</u>	
流動資産合計		<u>7,648,165,263</u>
資産合計		<u>34,625,737,031</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金

イ退職給与引当金 270,889,782

ロ修繕引当金 809,783,000 1,080,672,782

固定負債合計

1,080,672,782

4 流 動 負 債

(1)未 払 金

3,919,788

(2)前 受 金

40,000

(3)預 り 金

93,914,404

(4)その他流動負債

174,718,787

流動負債合計

272,592,979

負債合計

1,353,265,761

資 本 の 部

5 資 本 金

(1)自 己 資 本 金

9,015,580,799

(2)借 入 資 本 金

イ企 業 債

4,278,461,315

借入資本金合計

4,278,461,315

資本金合計

13,294,042,114

6 剰 余 金

(1)資 本 剰 余 金

イ受贈財産評価額

625,467,017

ロ国庫(県)補助金

14,962,673,576

ハ寄 附 金

70,000,000

ニ工 事 負 担 金

1,804,535,921

ホ補 償 金

166,663,131

資本剰余金合計

17,629,339,645

(2)利 益 剰 余 金

イ減 債 積 立 金

811,484,461

ロ上半期末処分利益剰余金

1,537,605,050

利益剰余金合計

2,349,089,511

剰余金合計

19,978,429,156

資 本 合 計

33,272,471,270

負債資本合計

34,625,739,031

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	2,897,612,174	0	96,569,486	2,801,042,688
地方公共団体 金融機構	1,669,142,681	0	191,724,054	1,477,418,627
計	4,566,754,855	0	288,293,540	4,278,461,315

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 23 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	人	137,207
検針栓数	栓	86,547
総排水量	m ³	16,251,641
有収水量	m ³	16,250,085
有収率	%	99.99%

下水道料金使用料・収納状況

平成 23 年 9 月 30 日現在
(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
3,407,512,000	1,607,740,107	1,039,103,798	64.63	568,636,309

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備考
第1款		下水道事業収益	3,906,840,000	1,777,888,662	45.51%	
	第1項	営業収益	3,423,442,000	1,607,822,007	46.97%	
	第2項	営業外収益	483,397,000	169,299,891	35.02%	
	第3項	特別利益	1,000	766,764	76,676.40%	

支 出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備考
第1款		下水道事業費用	3,856,144,000	1,403,953,411	36.41%	
	第1項	営業費用	3,256,514,000	1,160,687,246	35.64%	
	第2項	営業外費用	572,961,000	242,904,151	42.39%	
	第3項	特別損失	6,669,000	362,014	5.43%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備考
第1款		資本的收入	2,278,600,020	338,107,491	14.84%	
	第1項	企業債	893,400,000	0	0.00%	
	第2項	補助金	647,773,020	0	0.00%	
	第3項	出資金	734,632,000	336,346,191	45.78%	
	第4項	その他資本収入	2,795,000	1,761,300	63.02%	

支 出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備考
第1款		資本的支出	3,025,404,500	1,028,713,475	34.00%	
	第1項	建設改良費	1,462,773,500	281,380,093	19.24%	
	第2項	企業債償還金	1,540,398,000	746,303,382	48.45%	
	第3項	他会計借入金 償還金	12,233,000	0	0.00%	
	第4項	投資	5,000,000	1,030,000	20.60%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 23 年度損益計算書 (上半期)
(平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで)

(単位：円)

1 営 業 収 益			
(1) 下水道使用料	1,531,255,796		
(2) その他営業収益	<u>81,900</u>	1,531,337,696	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	50,812,416		
(2) ポ ン プ 場 費	10,157,036		
(3) 排 水 設 備 費	37,508,622		
(4) 業 務 費	644,906,037		
(5) 総 係 費	63,344,116		
(6) 減 価 償 却 費	323,234,500		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>0</u>	<u>1,129,962,727</u>	
営 業 利 益			401,374,969
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	100,239		
(2) 他会計補助金	148,879,809		
(3) 他会計負担金	2,032,000		
(4) 雑 収 益	<u>17,449,061</u>	168,461,109	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	242,879,730		
(2) 雑 支 出	<u>24,421</u>	<u>242,904,151</u>	<u>△74,443,042</u>
経 常 利 益			326,931,927
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>730,254</u>	730,254	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	<u>344,780</u>	<u>344,780</u>	<u>385,474</u>
上 半 期 純 利 益			327,317,401
前年度繰越利益剰余金			<u>160,932,894</u>
上半期末処分利益剰余金			<u><u>488,250,295</u></u>

平成 23 年度貸借対照表（上半期）
（平成 23 年 9 月 30 日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		310,943,638	
ロ 建物	113,430,973		
減価償却累計額	10,790,785	102,640,188	
ハ 構築物	37,162,199,521		
減価償却累計額	2,559,027,265	34,603,172,256	
ニ 機械及び装置	471,035,943		
減価償却累計額	75,577,495	395,458,448	
ホ 車両運搬具	2,978,794		
減価償却累計額	2,314,370	664,424	
ヘ 工具、器具及び備品	40,904,702		
減価償却累計額	25,631,428	15,273,274	
ト 建設仮勘定		751,914,577	
有形固定資産合計			36,180,066,805

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	4,854,146,218		
無形固定資産合計			4,854,146,218

(3) 投資

イ 長期貸付金	8,146,274		
ロ その他投資	4,147,000		
投資合計		12,293,274	

固定資産合計 41,046,506,297

2 流動資産

(1) 現金預金	753,601,689		
(2) 未収金	597,309,521		
(3) 前払金	152,424,520		
(4) その他流動資産	40,872,787		
流動資産合計		1,544,208,517	
資産合計		42,590,714,814	

(単位：円)

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 退職給与引当金

151,828,431

ロ 修繕引当金

272,017,000

423,845,431

固定負債合計

423,845,431

4 流動負債

(1) 未払金

64,173,693

(2) 預り金

15,145,792

(3) その他流動負債

77,359,603

流動負債合計

156,679,088

負債合計

580,524,519

資 本 の 部

5 資本金

(1) 自己資本金

6,898,463,197

(2) 借入資本金

イ 企業債

12,213,297,262

ロ 他会計借入金

73,395,600

借入資本金合計

12,286,692,862

資本金合計

19,185,156,059

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

295,438,980

ロ 国庫(県)補助金

22,041,344,961

資本剰余金合計

22,336,783,941

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

0

ロ 上半期末処分利益剰余金

488,250,295

利益剰余金合計

488,250,295

剰余金合計

22,825,034,236

資本合計

42,010,190,295

負債・資本合計

42,590,714,814

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	5,957,138,538	0	147,785,173	5,809,353,365
地方公共団体金融機構	7,691,624,181	0	196,089,135	7,495,535,046
郵貯・簡保管理機構	3,899,248,625	0	107,006,094	3,792,242,531
琉 球 銀 行	1,516,712,000	0	69,372,000	1,447,340,000
沖 縄 銀 行	102,970,000	0	36,155,000	66,815,000
計	19,167,693,344	0	556,407,402	18,611,285,942

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都市再生機構	178,880,013	0	7,372,409	171,507,604
那覇市水道事業会計	73,395,600	0	0	73,395,600
計	252,275,613	0	7,372,409	244,903,204

一時借入金

な し

公 告

那覇市公告第 190 号

平成 23 年 11 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 211 号

平成 23 年 12 月 13 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更

那覇広域都市計画公園の変更

那覇広域都市計画緑地の変更

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

- (1) 那覇広域都市計画道路
- (2) 那覇広域都市計画公園
- (3) 那覇広域都市計画緑地
- (4) 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 那覇広域都市計画道路の変更
3・5・那34号 石嶺駅前線
変更する部分 那覇市首里石嶺町1丁目の一部、首里石嶺町3丁目の一部
- (2) 那覇広域都市計画公園の変更
2・2・那87号 国場川くねくね公園
変更する部分 那覇市字上間の一部
2・2・那88号 山下町第一洞穴遺跡公園
変更する部分 那覇市山下町の一部
- (3) 那覇広域都市計画緑地の変更
那8号 安里緑地
変更する部分 那覇市安里3丁目の一部、おもろまち1丁目の一部
- (4) 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更
農連市場地区
変更する部分 那覇市樋川2丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

4 都市計画の案の縦覧期間

平成 23 年 12 月 13 日（火）から平成 23 年 12 月 27 日（火）まで

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

那覇市公告第 212 号

平成 23 年 12 月 15 日

平成 24 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について

平成24年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
 - (3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
 - (4) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- 2 競争入札参加資格審査の申請書（本市様式）及び提出要領の配布期間
平成23年12月15日（木）～平成24年1月16日（月）
- 3 受付期間
平成23年1月4日（水）～平成24年1月31日（火）
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
- 4 配布場所及び受付場所
都市計画部契約検査課（那覇市銘苅庁舎5階）
※ 受付は全て持参の上面談審査になります。
（郵送による受付はいたしません。）
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
都市計画部契約検査課契約G
電話番号 直通 098-951-3253

那覇市公告第 213 号

平成 23 年 12 月 15 日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 24 年度及び平成 25 年度において、那覇市が行う物品の購入（一部リースを含む）及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。また平成 23 年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び国税（法人税、消費税）を滞納していないこと。

2 申請書類（本市様式）及び記入要領の配付・受付

- (1) 配付期間 平成 24 年 1 月 5 日（木）から
- (2) 受付期間 平成 24 年 1 月 12 日（木）～1 月 27 日（水）
- (3) 受付時間 平日 9 時～16 時（12 時～13 時を除く）
- (4) 受付場所 総務部管財課（銘苅庁舎 2 階）

※申請書類は市ホームページからもダウンロード可。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/keiyaku/kanzai/index.html>

3 問合せ先

那覇市総務部管財課 物品・車両グループ
電話番号 直通 862-9904

那覇市公告第 214 号

平成 23 年 12 月 15 日

平成 24 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争
入札参加資格者登録申請受付について

平成24年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が 2 年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。

- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5名以上であること。
- (10) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める県知事登録業者であること。
- (11) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件

2 受付期間

平成24年1月12日（木）～同年1月25日（水）

（ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

3 申請書類の配付期間

平成24年1月5日（木）から

4 受付及び申請書類の配布場所

受 付：那覇市総務部 管財課（電話 862-9904）

配布場所：総務部管財課（那覇市役所銘苅庁舎2階）

那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第21号

平成23年11月24日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定および異動について

那覇市下水道条例第11条および第16条第2項の規定に基づき、新規指定および異動があるので、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 442 号
指定工事店名	株式会社 琉泉設備
営業所所在地	那覇市首里石嶺町4丁目192番地8
代表者名	小橋川 学
指定の有効期間	平成23年11月10日 平成28年3月31日

異 動

指定（登録）番号	第 272 号
指定工事店名	大成設備工業 株式会社
営業所所在地	那覇市首里石嶺町4丁目444番地6
代表者名	呉屋 博幸
指定の有効期間	平成22年4月1日 平成27年3月31日
異動年月日	平成23年10月31日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第13号
平成23年11月25日
公 布 済

那覇市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

那覇市体育指導委員に関する規則（昭和47年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市体育指導委員に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項の規定に基づき体育指導委員に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （職務） 第2条 <u>体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。</u> （1） <u>住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。</u> （2） <u>住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。</u> （3）～（4） [略] （5） <u>住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</u> （6） <u>前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。</u> 2 <u>前項の規定により体育指導委員が分担する地域又は事項は教育長が定める。</u> （定数） 第3条 <u>体育指導委員の定数は市立小学校の数と市立中学校の数との合計数以内とする。</u> （任期） 第4条 <u>体育指導委員の任期は2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	<u>那覇市スポーツ推進委員に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づきスポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （職務） 第2条 <u>スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次の職務を行う。</u> （1） <u>市民のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。</u> （2） <u>市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。</u> （3） <u>市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。</u> （4）～（5） [略] （6） <u>市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。</u> （7） <u>前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。</u> （定数） 第3条 <u>スポーツ推進委員の定数は、市立小学校の数と市立中学校の数との合計数とする。</u> （任期） 第4条 <u>スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、その任期の初日が4月1日以外の日である場合においては、2年の範囲内で別に定める。</u>

2 教育委員会は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、<u>前項</u>の期間中においても<u>体育指導委員</u>を解任することができる。 3 <u>体育指導委員</u>は、再任することができる。 (服務) 第5条 <u>体育指導委員</u>は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。 2 <u>体育指導委員</u>は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び<u>規程</u>に従わなければならない。 3 <u>体育指導委員</u>は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (身分証明証) 第6条 <u>体育指導委員</u>は、<u>体育指導委員証</u>（別記様式）を所持するものとする。 (研修) 第7条 <u>体育指導委員</u>は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 [別記様式 別記]	2 <u>補欠のスポーツ推進委員の任期は前任者の残任期間とする。</u> 3 教育委員会は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、<u>前2項</u>の期間中においても<u>スポーツ推進委員</u>を解任することができる。 4 <u>スポーツ推進委員</u>は、再任することができる。 (服務) 第5条 <u>スポーツ推進委員</u>は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。 2 <u>スポーツ推進委員</u>は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び<u>その他の規程</u>に従わなければならない。 3 <u>スポーツ推進委員</u>は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (身分証明証) 第6条 <u>スポーツ推進委員</u>は、<u>スポーツ推進委員証(様式)</u>を所持するものとする。 (研修) 第7条 <u>スポーツ推進委員</u>は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 [様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 改正前の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	1～2 [略] 3 <u>体育指導委員</u> に関すること。 4～7 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	1～2 [略] 3 <u>スポーツ推進委員</u> に関すること。 4～7 [略]
[略]	

〔改正前 別記〕

別記様式(第6条関係)

(表)

体 育 指 導 委 員 証	第	号
氏 名		
生 年 月 日		
上記の者は、那覇市体育指導委員であることを証する。		
年 月 日		
那 覇 市 教 育 委 員 会		

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、那覇市体育指導委員に対して発行したものである。
2 本証は、他人に貸与したり譲渡してはならない。
3 体育指導委員でなくなった場合速やかに本証を返還しなければならない。
4 本証の有効期間は、年 月 日から 年 月 日とする。

寸法

横 90ミリメートル

縦 50.5ミリメートル

〔改正後 別記〕
様式(第6条関係)

(表)

ス ポ ー ツ 推 進 委 員 証	第	号
氏 名		
上記の者は、那覇市スポーツ推進委員であることを証する。		
年 月 日		
那 覇 市 教 育 委 員 会		

(裏)

注 意 事 項
1 本証は、那覇市スポーツ推進委員に対して発行したものである。
2 本証は、他人に貸与したり譲渡してはならない。
3 スポーツ推進委員でなくなった場合速やかに本証を返還しなければならない。
4 本証の有効期限は、年 月 日までとする。

寸法

横 90ミリメートル

縦 50.5ミリメートル

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号

平 成 2 3 年 1 2 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 4,975 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 82,911 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 41,456 人 |